（別添１）

環境負荷低減の取組に関するチェックシートの提出について

近年、気候変動による影響が各方面で表れており、環境関係のリスクが社会経済活動の持続性に影響を及ぼすとの危機意識が国内外で高まっています。こうした動きに対応するため、農林水産省においては、令和３年５月に策定した「みどりの食料システム戦略」に基づく取組を進めていくとしています。

同戦略では、各種の補助事業において、環境負荷低減に関する要件設定の充実を図るとの方向性が打ち出され、令和６年度から試行的に、農林水産省のすべての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組を実践することが義務化されるとともに、補助金等の受給要件としてチェックシートを記入・提出することが求められることとなりました。

これを踏まえ、令和６年度建築用木材供給・利用強化対策事業においても、建築用木材供給・利用強化対策事業実施要領（平成30年３月30日29林政産第125号）第５の７に関係する規定が定められています。

具体的には、本事業による助成を受けようとする事業体等（以下「助成対象者」という。）は、農林水産省が作成した別紙添付様式６の「環境負荷低減の取組に関するチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、助成金交付申請書と併せて、本事業の実施主体である住木センターに提出いただく必要があります。

助成対象者におかれては、チェックシートの記入に当たって、各取組項目を読んだ上で、本事業の内容にはそもそも該当しない取組を除き、すべての項目について「実施する」の欄にチェックをつけていただくこととなります。（本事業の内容と関係のない取組項目については「該当なし」の欄をチェックしてください。）

チェックシートの各取組項目は、通常の事業活動の中で意識すれば取り組める最低限の内容とされており、交付申請に当たっては、すべての項目にチェック（「該当なし」の欄のチェック含む）が入っていることが前提となりますのでご注意ください。

御不明な点があれば、農林水産省ホームページにＱ＆Ａやチェックシートの解説書が掲載されておりますので、併せて御確認ください。

（農林水産省ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

添付様式６

環境負荷低減の取組に関するチェックシート

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　助成対象者名

以下の環境負荷低減の取組を実施します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目番号 | 環境負荷低減に向けた取組 | | チェック欄 | |
| 実施する | 該当なし |
| （１）適正な施肥 | | | | |
| ① |  | **※農産物等の調達を行う場合**  環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 | □ | □ |
| （２）適正な防除 | | | | |
| ② |  | **※農産物等の調達を行う場合**  環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲） | □ | □ |
| （３）エネルギーの節減 | | | | |
| ③ |  | オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | □ | － |
| ④ |  | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビス、燃費効率のよい機械の利用等）を検討 | □ | － |
| ⑤ |  | 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 | □ | － |
| （４）悪臭及び害虫の発生防止 | | | | |
| ⑥ |  | **※肥料・飼料等の製造を行う場合**  悪臭・害虫の発生防止・低減に努める | □ | □ |
| （５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 | | | | |
| ⑦ |  | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 | □ | － |
| ⑧ |  | 資源の再利用を検討 | □ | － |
| （６）生物多様性への悪影響の防止 | | | | |
| ⑨ |  | **※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合** 生物多様性に配慮した事業実施に努める | □ | □ |
| ⑩ |  | **※特定事業場である場合** 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 | □ | □ |
| （７）環境関係法令の遵守等 | | | | |
| ⑪ |  | みどりの食料システム戦略の理解 | □ | － |
| ⑫ |  | 関係法令の遵守 | □ | － |
| ⑬ |  | 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める | □ | － |
| ⑭ |  | **※機械等を扱う事業者である場合** 機械等の適切な整備と管理に努める | □ | □ |
| ⑮ |  | 正しい知識に基づく作業安全に努める | □ | － |

（注）　上表に記載された取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしてください。※が記載されている項目では、実施する事業で該当しない場合、該当しない旨にチェックすることができます。

なお、すべての項目においてチェックが確認されない場合、本事業の助成対象に該当しません。